

岩手沿岸南部広域環境組合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例

令和6年7月23日 条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約に関し必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次の各号のいずれかに該当する契約とする。

- (1) 車両、事務機器又はソフトウェアの借入れに関する契約又は保守管理に関する業務委託の契約
- (2) 一般廃棄物（し尿を除く。以下同じ。）の中継運搬に関する業務委託の契約
- (3) 一般廃棄物処理施設の管理及び運営に関する業務委託の契約
- (4) 前各号に掲げるもののほか、物品の借入れ、又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすもののうち、管理者が特に必要と認めるもの

(契約期間)

第3条 長期継続契約を締結することができる契約の契約期間は、5年以内とする。

附 則

この条例は、令和6年8月1日から施行する。